

公募型建築プロポーザル説明書
(仮称) 県立安芸津病院耐震化対応

令和 7 年 10 月

地方独立行政法人広島県立病院機構

目次

1	趣旨.....	3
2	業務の概要.....	3
	(1) 業務名.....	3
	(2) 業務内容等.....	3
	(3) 参考業務規模.....	3
	(4) 設計方針等.....	3
3	審査方法.....	5
4	日程.....	5
5	建築設計者選定委員会.....	5
6	担当課.....	5
7	参加表明書提出者の資格要件.....	5
	(1) 参加に対する制限.....	5
	(2) 参加表明書等及び技術提案書の提出者に要求される資格.....	6
	(3) 配置する技術者に要求される資格.....	7
	(4) 協力事務所に要求される資格等.....	7
8	参加表明書の作成等.....	7
	(1) 参加表明書等の提出.....	7
	(2) 記載上の留意事項.....	8
9	1次審査.....	10
	(1) 評価基準等.....	10
	(2) 選定結果の通知.....	11
	(3) 非選定理由に関する事項.....	11
10	技術提案書の作成等.....	11
	(1) 技術提案書の提出.....	11
	(2) 記載上の留意事項.....	12
11	2次審査.....	13
	(1) ヒアリングの実施.....	13
	(2) 2次審査の評価基準.....	13
	(3) 特定結果の公表.....	13
	(4) 非特定理由に関する事項.....	13
12	現地調査.....	14
13	説明書に関する質問の受付及び回答.....	14
	(1) 質問の受付.....	14
	(2) 質問の受付期間.....	14
	(3) 質問に対する回答.....	14
14	契約書作成の可否等.....	14

15	その他の留意事項.....	15
別紙 1	1 次審査の評価基準.....	18
別紙 2	2 次審査の評価基準.....	19
別紙 3	評価要領.....	20
1	業務実施上の条件.....	20
2	提案者の選定及び技術提案書の特定について.....	20
3	提案者の選定基準について【別紙 1 1 次審査の評価基準】	20
4	技術提案書の特定基準について【別紙 2 2 次審査の評価基準】	23

1 趣旨

県立安芸津病院の旧棟は、昭和 49 年に旧耐震基準により建設されてから約 50 年が経過し、老朽化の進行が著しいため、早急な耐震化対応が求められています。こうした中、令和 7 年 2 月に「県立安芸津病院耐震化対応基本構想」（以下「基本構想」という。）、令和 7 年 10 月に「県立安芸津病院耐震化対応基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、隣接する敷地に新築棟を建設するとともに新棟の一部を改修し、旧棟は解体することとしました。

設計にあたっては、これまでの経緯が集約された基本計画に沿って忠実に進めることを前提としつつ、患者やスタッフにとって親しみやすく安心できる病院を実現するため、高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する最適な設計者を選定するため、公募によるプロポーザルを実施します。

2 業務の概要

(1) 業務名

（仮称）県立安芸津病院耐震化対応に伴う基本設計及び実施設計委託

(2) 業務内容等

ア 業務内容

（仮称）県立安芸津病院耐震化対応に伴う基本設計及び実施設計

イ 業務場所

広島県東広島市安芸津町三津4423-1、4388

ウ 履行期間

契約締結日の翌日～令和 9 年 5 月 31 日

(3) 参考業務規模

約 1.5 億円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

(4) 設計方針等

ア 基本構想、基本計画

基本構想：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/276/akitsu-taishinka.html>

基本計画：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/276/akitsu-taishinka.html>

イ 特記仕様

参考資料 2-1 「建築設計業務委託特記仕様書（案）」

参考資料 2-2 「委託範囲及び設計図作成要領」

ウ 建設工事費

約 47 億円（消費税及び地方消費税額を含む。）

建築工事、各種設備工事、外構工事、改修工事、解体工事等を含み、物価上昇などの社会情勢の変化を考慮して成果品納品時の設計金額を建設工事費内に収めることを目指すものとします。

なお、受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に建設工事費内に収まった設計図書の納品ができない場合は、損害賠償の請求や契約解除を行うことがあるので留意してください。

エ 基本コンセプト

(ア) 継続的な地域医療の提供と変化する地域に対応できる柔軟性の確保

医療資源の少ない東広島市安芸津町内において、唯一の入院機能を有し、中核的病院としての役割を担っているため、医療機能の維持は必要不可欠です。地域の高齢化が予測されるなかで、変化するニーズに対応できる施設整備を行います。

(イ) 災害・感染症に対応する施設の整備

将来予測される南海トラフ大地震や頻発する豪雨災害等を踏まえ、災害時にも継続して医療を提供できる施設整備を行います。

また、新興・再興感染症拡大時に、感染症対応と平時の医療機能を両立して継続できる施設整備を行います。

(ウ) 施設利用者にやさしい施設の整備

入院患者の心身負担を軽減し、安心して治療を受けることができる療養環境を整備します。また、施設利用者が利用しやすい施設の整備を行います。

(エ) 職員が働きやすい施設の整備

職員の心身負担軽減・モチベーションの向上に繋がり、良質な医療サービスの提供を図ることができる施設整備を行います。

(オ) 環境・経済性に配慮した施設の整備

エコ・ホスピタルへの実現に向け、パッシブ（建築的手法）・アクティブ（設備的手法）両面を考慮し、環境性及び経済性（ライフサイクルコスト）に配慮した施設整備を行い、建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）に適合することを目標とします。また、建設時における CO2 排出量の削減も考慮します。

(カ) 経営環境の向上

医療の提供を継続していくためには、安定的な経営の維持が必須であり、長期的な経営状態の推移を見据えた計画とすることが重要なため、整備費用を抑え、収益増加に寄与する整備を行います。

3 審査方法

審査は２段階選抜方式とします。

審査段階	審査の方法	選 定
1次審査	参加表明書及び業務実施方針提案書 (以下「参加表明書等」という。)により審査を行います。	5者程度を選定
2次審査	技術提案書のプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行います。	特定者及び次点者各1者を特定

各審査段階の詳細は、「9 1次審査」及び「11 2次審査」をご覧ください。

4 日程

項 目	日 程
公募型建築プロポーザル 公示	令和7年10月下旬
質問書提出期限	令和7年11月10日(月)
参加表明書等の提出期限	令和7年11月17日(月)
技術提案書の提出要請、1次審査の結果発表	令和7年11月下旬
技術提案書の提出期限	令和8年1月8日(木)
2次審査	令和8年1月中旬
2次審査の結果発表	令和8年1月下旬

5 建築設計者選定委員会

技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に係る審査は、地方独立行政法人広島県立病院機構(以下「機構」という。)が設置する県立安芸津病院建築設計者選定に係る公募型プロポーザル選定委員会(以下「建築設計者選定委員会」という。)が行います。

6 担当課

※ 本プロポーザルに関する問い合わせは担当課に行うこととし、施設管理者へ直接問い合わせることは厳に禁止します。

地方独立行政法人広島県立病院機構本部総務課

〒730-0011 広島市中区基町10番52号 広島県庁本館6階

電話：(082)962-2218 ファクシミリ：(082)962-1018

メールアドレス：kikouhonbu@hpho.jp

7 参加表明書提出者の資格要件

(1) 参加に対する制限

ア 本プロポーザルには、単体事務所又は設計共同体が参加できるものとします。

イ 参加表明書等及び技術提案書の提出は、1 単体事務所につき 1 申請（設計共同体の場合は、1 設計共同体につき 1 申請）とします。

ウ 単体事務所及び設計共同体は、業務の一部を協力事務所に再委託することができます。ただし、総合の分担業務分野は再委託できません。

エ 単体事務所及び設計共同体の構成員は、他の設計共同体の構成員、又は、他の単体事務所若しくは他の設計共同体の協力事務所として、本プロポーザルに参加することはできません。

オ 本建築設計者選定委員会の委員又は委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加することはできません。

(2) 参加表明書等及び技術提案書の提出者に要求される資格

ア 単体事務所の場合

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 広島県の令和 7・8 年度の測量・建設コンサルタント業務（建築関係建設コンサルタント業務）の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受け、かつ格付けが A であること。ただし、この公示の日において認定されていない者であっても、技術提案書の提出期限までに令和 4 年 9 月 26 日付け告示第 738 号の定めに従って当該入札参加資格の認定を受け、かつ格付けが A であることを条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う（入札参加資格の認定を受けていない者の認定申請は、1 次審査結果の発表後（令和 7 年 11 月下旬以降）に受付を行います。）が、技術提案書の提出期限までに入札参加資格の認定を受けなかった場合、又は、格付けが A でなかった場合は、技術提案書を提出できないものとする。

(ウ) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置を受けていないこと。

(エ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。

(カ) 過去 15 年間（平成 22 年 10 月 1 日から公示日までをいう。以下同じ。）において、設計対象面積が 4,000 m²以上又は病床数が 48 床以上である病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院であり、指定二次救急医療機関又は救急告示医療機関をいう。以下同じ。）に係る新築、増築又は改築（増築又は改築の場合は当該部分の面積とする。）の設計業務（基本設計業務と実施設計業務を共に行ったものをいう。以下同じ。）を完了させた実績を有する者（単体事務所又は設計共同体の代表者として受注した者をいう。）であること。なお、設計対象に手術室を含むものとする。

イ 設計共同体の場合

(ア) 構成員の数は 2 者であること。

- (イ) 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。
- (ウ) 構成員（代表構成員を含む。）は、ア(ア)から(オ)に掲げる条件を全て満たす者であること。
- (エ) 代表構成員は、ア(カ)に掲げる条件を満たす者であること。

(3) 配置する技術者に要求される資格

ア 「建築設計業務等委託契約約款」第14条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。

イ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とし、また、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担 業務分野	業 務 内 容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計
積算	建築物の各分野における設計に関する積算

ウ 管理技術者は参加表明者の組織（設計共同体の場合は代表構成員に限る。）に所属していること。総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、参加表明者の組織（設計共同体の構成員を含む。）に所属していること。

エ 総合以外の分担業務分野を担当する主任技術者は、協力事務所に所属する者としても差し支えない。

(4) 協力事務所に要求される資格等

この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置を受けていないこと。なお、総合の分担業務分野を再委託しないこと。

8 参加表明書の作成等

(1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書等を担当課に提出してください。参加表明書等を提出した者に既存建物の図面を提供する予定です。

ア 提出期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月17日（月）まで

持参される場合は提出期間の広島県の休日を定める条例（平成元年条例第2号）に基づく県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日9時から16時30分までとします。（郵送の場合には令和7年11月17日（月）16時30分必着とします。）

イ 提出場所及び提出方法

担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）してください。提出に要する費用は提出者の負担となります。

ウ 提出書類

必要部数の書面に加え、電子データをCD-R等に保存したもの1部を揃えて、提出してください。

書類	部数及び規格
参加表明書 （様式1から様式5）	各1部（左綴じ）及び電子データ（様式1から様式5：Excel、添付書類：PDF）
業務実施方針提案書 （様式6）	10部（カラー使用可）及び電子データ（PDF）
（設計共同体の場合） 設計共同体結成届 （様式7から様式9）	各1部（左綴じ）及び電子データ（様式7及び様式9：Excel、様式8：PDF）

(2) 記載上の留意事項

ア 参加表明書

(ア) 様式1（参加表明書）

提出者及び作成者を記載してください。また、提出者としての資格要件等を満たしている場合は、□にチェックを記載してください。

なお、広島県の令和7・8年度の測量・建設コンサルタント等業務（建築関係建設コンサルタント業務分野）の「建築一般」又は「意匠」の部門に係る入札参加資格の登録番号を記載してください。

(イ) 様式2（提出者（設計事務所の経歴等））

提出者（設計共同体の場合は構成員ごと）について、次のとおり記載してください。設計共同体の場合は、構成員の名称も記載してください。

a 名称

提出者（設計共同体の場合は設計共同体）の名称を記載してください。

b 提出者の業務の実績

過去15年間において、病院に係る新築、増築又は改築の設計業務を完了させた実績を1件記載してください。

なお、構成員の評価点のうち、得点の高いものを設計共同体の評価点とします。

(ウ) 様式3（管理技術者の経歴等）

管理技術者について、次のとおり記載してください。

a 氏名

技術者の氏名を記載してください。

b 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載してください。

c 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出してください。

d 業務の実績

過去 15 年間に於いて、管理技術者が担当し、かつ完了している業務の実績を 1 件記載してください。ただし、増築工事の場合は、増築部分を対象として記載し、また、複合用途の建築物の場合は、全体部分と該当部分の内訳が分かるように記載してください。

e 継続教育（CPD）

継続教育（CPD）に係る時間を取得している場合は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までにおける認定時間を記載し、「建築 CPD 運営会議」が証明する写しを添付してください。

(イ) 様式 4-1、4-2、4-3、4-4、4-5（主任担当技術者の経歴等）

主任担当技術者別に、様式 3 と同様に記載してください。

「c 保有資格」については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載してください。

内容に相違がないことを証明者の責任において確認することとし、当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）の添付は求めません。

資格評価表

分担 業務分野	評価する技術者資格
総 合	一級建築士
	二級建築士
構 造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士
電 気	設備設計一級建築士
	一級建築士、建築設備士、技術士（業務に係るものに限る※ ¹ ）
	一級電気工事施工管理技士
	二級電気工事施工管理技士
機 械	設備設計一級建築士
	一級建築士、建築設備士、技術士（業務に係るものに限る※ ² ）
	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士

積 算	建築コスト管理士
	建築積算士

※1 分担業務分野の電気に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限る。

※2 分担業務分野の機械に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門（「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門又は衛生工学部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限る。

(オ) 様式5（協力事務所の名称）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入してください。

イ 業務実施方針提案書

(ア) 様式6（業務実施における基本的方針）

業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等（評価テーマに対する内容を除く。）について、簡潔に記載してください。

ウ 設計共同体結成届

(ア) 様式7（設計共同体結成届）

設計共同体でプロポーザルに参加する場合（以下「設計共同体の場合」という。）に作成してください。

(イ) 様式8（設計共同体協定書）

設計共同体の場合には協定を締結することとし、協定書の写しを提出してください。

(ウ) 様式9（設計共同体の取組体制）

担当分野ごとに、代表構成員・代表構成員を除く構成員・（協力事務所）の欄に所属及び管理技術者又は主任担当技術者の氏名を記入してください。

9 1次審査

建築設計者選定委員会において、提出された参加表明書等の評価を行い、2次審査に進む1次審査通過者を選定します。

(1) 評価基準等

ア 1次審査の評価基準等

別紙1「1次審査の評価基準」及び別紙3「評価要領」のとおりです。

イ 1次審査通過者の選定者数

5者程度を選定します。

(2) 選定結果の通知

令和7年11月下旬

1次審査通過者には直接通知し、2次審査の案内を併せて行います。

なお、選定結果（選定された提出者名）は、1次審査通過者を機構ホームページに掲載することとしています。

(3) 非選定理由に関する事項

ア 参加表明書等を提出した者のうち、1次審査通過者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（以下「非選定理由」という。）を書面（非選定通知書）により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面（様式は自由）により、機構に対して非選定理由について説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日（休日を除く）以内に書面により行います。

エ 非選定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

(ア) 受付場所 担当課に同じ

(イ) 受付時間 9時から16時30分まで（休日を除く）

10 技術提案書の作成等

(1) 技術提案書の提出

1次審査通過者で、技術提案書の提出を希望する者は、技術提案書を担当課に提出してください。

ア 提出期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月8日（木）まで

持参される場合は提出期間の休日を除く毎日9時から16時30分までとします。（郵送の場合には令和8年1月8日（木）16時30分必着とします。）

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送してください。提出に要する費用は提出者の負担となります。

ウ 提出書類

必要部数の書面に加え、電子データをCD-R等に保存したもの1部を揃えて、提出してください。

書類	部数及び規格
技術提案書 (様式10)	1部（左綴じ）及び電子データ（Excel）

技術提案書 (様式 11 から様式 13)	10 部 (左綴じ、カラー使用可) 及び電子データ (様式 11、13 : PDF、様式 12 : Excel)
--------------------------	--

※ 技術提案書 (様式 11 から様式 13) の 1 部の裏面には提出者名を記載することとし、残りの 9 部の裏面及び全ての表面には提出者 (協力事務所を含む。) を特定することができる内容の記述 (具体的な社名等) はしないでください。

- (ア) 広島県の「建築一般」又は「意匠」の部門に係る一般競争又は指名競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、令和 7・8 年度 測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査に必要な書類を県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入したうえで必要書類を添付した申請書を、担当課に提出してください。提出書類を審査したうえで、資格要件を満たす場合は入札参加資格の認定を行います。(入札参加資格の認定を受けていない者の認定申請は、1 次審査結果の発表後 (令和 7 年 11 月下旬以降) に受付を行います)。

記入要領等不明な点がある場合には、広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ (082-513-3821) にお問い合わせください。

なお、技術提案書提出期限までに、当該入札参加資格認定が受けられない場合は、本プロポーザルへの参加資格要件はないものとします。

県HP : <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

(2) 記載上の留意事項

ア 一般事項

- (ア) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) によってください。
- (イ) 文章の文字サイズは 10.0 ポイント以上、イメージ図等の注釈は 6.0 ポイント程度以上とし、判読できるものとしてください。
- (ウ) 技術提案書 (様式 11 及び様式 13) の作成に当たっては、基本的考え方を文章で簡潔に記載することを原則としますが、文章を補完するための視覚的表現については「医療・福祉施設の設計プロポーザル・ガイドライン (社団法人 日本医療福祉建築協会)」の考え方に沿うものとします。

イ 技術提案書

(ア) 様式 10 (技術提案書)

技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記してください。

(イ) 様式 11 (評価テーマに対する提案)

カラー使用可とし、別紙 2 「2 次審査の評価基準」のテーマ 1 からテーマ 3 に対する技術提案書を、A 3 用紙 1 枚片面 (横使い) に記述し、合計 2 枚にまとめてください。

(ウ) 様式 12 (概算工事費等)

概算工事費、概算工事費内訳を様式に従い記入してください (評価対象ではありませんが、審査の参考とします)。

(エ) 様式 13 (過去の作品)

過去 15 年間に於いて、管理技術者及び総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者が、それぞれ携わった設計業務のうち、完成している建築物を各 1 件選り記載してください。

なお、同種業務がある場合はそちらを優先してください（評価対象ではありませんが、審査の参考とします）。

建物概要（施設用途、延床面積及び構造階数等）、総工事費及び㎡当り単価、その他（配置図、平面図、立面図、透視図、写真、設計意図等）必要と考えるものについて、管理技術者、主任担当技術者（総合）の各 1 件、計 2 件を 1 枚に記載し提出してください。

11 2 次審査

1 次審査通過者について、建築設計者選定委員会でヒアリングを実施した上で、提出された技術提案書の評価を行い、設計者の候補者（以下「候補者」という。）として、特定者 1 名、次点者 1 名を特定します。

(1) ヒアリングの実施

令和 8 年 1 月中旬

ヒアリングは技術提案書のプレゼンテーション及び質疑応答により行います。

プレゼンテーション及び質疑応答には、様式 3 に記載の管理技術者、様式 4 に記載の各主任技術者が参加するものとし、主として主任技術者（総合）が技術提案の説明を行うこととします。

その他ヒアリングの日程等の詳細は、1 次審査通過者に別途連絡します。

(2) 2 次審査の評価基準

別紙 2 「2 次審査の評価基準」及び別紙 3 「評価要領」のとおりです。

(3) 特定結果の公表

令和 8 年 1 月下旬

なお、特定結果（特定された提出者名等）は特定者の技術提案書（様式 11）の一部と合わせて機構ホームページに掲載することとしています。

技術提案書の公表する範囲については、特定者と協議の上で決定します。

(4) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面（様式は自由）により、機構に対して非特定理由について説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く）以内に書面によって行います。

エ 非特定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

（ア） 受付場所 担当課に同じ

（イ） 受付時間 9時から16時30分まで（休日を除く）

12 現地調査

敷地内を見学するための現地調査日は設けません。敷地外から現地を見学することは常時可能ですが、見学する場合は、周辺住民の皆様等への配慮をお願いします。

なお、施設管理者へ直接問い合わせすることは厳に禁止します。

13 説明書に関する質問の受付及び回答

（1） 質問の受付

質問内容を簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当課へ提出してください。

なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレスを併記してください。

（2） 質問の受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月10日（月）まで（16時30分必着とします。）

（3） 質問に対する回答

質問に対する回答は、順次、機構ホームページ上に掲載します。なお、最終回答は、令和7年11月13日（木）までに機構ホームページ上に掲載します。

14 契約書作成の要否等

本業務の契約は、機構と設計者の2者契約とし、候補者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成するものとします。「契約書（案）」等、「建築設計業務委託特記仕様書（案）」等は参考資料1-1から1-3及び参考資料2-1から2-2のとおりです。

15 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出期限までに参加表明書等が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加表明書等及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (4) 提出された参加表明書等及び技術提案書は返却しません。
- (5) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (6) 提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しません。ただし、選定に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (7) 提出期限以降における参加表明書等及び技術提案書の差替え及び再提出は認めません。また、参加表明書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由が生じた場合には、同等以上の技術者を配置するとともに、発注者の了解を得て変更できるものとします。
- (8) 参加表明書等及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがあります。
- (9) 本業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を受注できません。
- (10) 技術提案書（様式 11）の作成にあたっては、「2 業務の概要（4）」を参考としてください。なお、各技術提案書における設計方針との整合性については、評価に際し考慮されますが、失格要件ではありません。ただし、設計金額は建設工事費内に収めてください。
- (11) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に関して、建築設計者選定委員会の委員に接触することを禁止するとともに、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者との協議により決定するものとします。
- (13) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本プロポーザルの日程及び事業計画が変更又は中止される場合があります。この場合、参加者に対して機構は一切の責任を負わないものとします。
- (14) 提出者は、参加表明書の提出をもって、本説明書及び添付資料に記載の内容について承諾したものとし、「9 1次審査（3）イ」、「11 2次審査（4）イ」以外の審査方法や審査結果等に対する異議申し立て等は受け付けませんので、ご了承ください。

1 次審査の評価基準

評価項目	評価の着眼点				配点		
	判断基準				小計		
参加表明書等	提出者の技術力 過去 15 年間の業務の実績 （平成 22 年 10 月 1 日から公示日までの実績をいう。）	業務の実績について次の順で評価する。 病院の設計業務の実績を 1 件、次の順で評価する。 ① 設計対象面積 10,000 m ² 以上 又は 病床数 120 床以上 ② 設計対象面積 5,000 m ² 以上 又は 病床数 60 床以上 ③ 設計対象面積 4,000 m ² 以上 又は 病床数 48 床以上			20.0	20.0	
	※1 病院とは、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院であり、指定二次救急医療機関又は救急告示医療機関をいう。以下同じ。 ※2 設計業務とは、新築、改築又は増築工事（改修、模様替工事を除く）を対象とした基本設計業務及び実施設計業務を共に行ったものとし、手術室を含むものとする。以下同じ						
	技術者の資格 専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合 構造 電気 機械 積算	4.0 2.0 2.0 2.0 2.0	12.0	
	技術者の技術力① 過去 15 年間の業務の実績 （平成 22 年 10 月 1 日から公示日までの実績をいう。）	設計業務の実績について次の順で評価する。 ① 同種業務(※1)の実績がある。 ② 類似業務(※2)の実績がある。 上記に加え、実績の立場を次の順で評価する。 ● 管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者 ● 主任担当技術者の場合 ① 管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者 ※1 同種業務とは、設計対象面積が 10,000 m ² 以上又は病床数 120 床以上の病院を対象とした設計業務 ※2 類似業務とは、設計対象面積が 5,000 m ² 以上若しくは病床数 60 床以上の病院、又は設計対象面積が 10,000 m ² 以上の建築物（工場・倉庫等(※3)を除く）を対象とした設計業務 ※3 工場・倉庫その他これらに類するものをいう。	管理技術者	8.0		22.0	
			主任担当技術者	総合 構造 電気 機械 積算	6.0 2.0 2.0 2.0 2.0		
	技術者の技術力② 継 続 教 育 (CPD)	CPD 認定時間を評価する。	管理技術者	1.0		6.0	
			主任担当技術者	総合 構造 電気 機械 積算	1.0 1.0 1.0 1.0 1.0		
地域貢献	広島県内に本店又は支店の有無により地域貢献を評価する。				20.0		
業務実施方針提案書	業務の実施方針	業務の取組体制、設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）、特に重視する設計上の配慮事項等（評価テーマに対する内容を除く。）についての的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。			20.0		
合計点						100.0	

2 次審査の評価基準

評価項目	評価の着眼点	配点						
業務の理解度及び取組意欲	業務内容・業務背景・手続きの理解度、積極性	20.0						
技術提案書における評価テーマ	設定したテーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して各提案ごとに総合的に判断する。 <table><tr><td>テーマ1</td><td> 地域住民の健康と暮らしを支える中核的病院としての機能的な施設づくり 二次救急に対応するための機能的な部門配置や動線計画、患者やスタッフにとって親しみやすく働きやすい空間づくり、将来の医療需要の変化にも対応できる柔軟性や可変性を持った建築計画が求められます。 </td></tr><tr><td>テーマ2</td><td> 設計と条件を遵守しプロジェクトを成功に導く効果的なマネジメント手法 労務者不足や物価上昇により建築費が高騰する中、予算内で設計や工事を実現させるためのリスクマネジメントや柔軟な対応力・提案力が求められます。また、発注者や関係者と堅固な協力・信頼関係を築き、着実に設計を進めていくリーダーシップや、履行期間内に確実に業務を完了させることが求められます。 </td></tr><tr><td>テーマ3</td><td> 地域性を考慮した効果的な環境負荷低減策と災害に強い施設づくり 持続可能な社会を実現するため、地域資源や地域特性を活かした施設づくりや環境負荷低減策が求められます。また、地域医療を支える拠点として災害発生後も医療活動が継続でき、誰もが安全で安心できる施設づくりが求められます。 </td></tr></table>	テーマ1	地域住民の健康と暮らしを支える中核的病院としての機能的な施設づくり 二次救急に対応するための機能的な部門配置や動線計画、患者やスタッフにとって親しみやすく働きやすい空間づくり、将来の医療需要の変化にも対応できる柔軟性や可変性を持った建築計画が求められます。	テーマ2	設計と条件を遵守しプロジェクトを成功に導く効果的なマネジメント手法 労務者不足や物価上昇により建築費が高騰する中、予算内で設計や工事を実現させるためのリスクマネジメントや柔軟な対応力・提案力が求められます。また、発注者や関係者と堅固な協力・信頼関係を築き、着実に設計を進めていくリーダーシップや、履行期間内に確実に業務を完了させることが求められます。	テーマ3	地域性を考慮した効果的な環境負荷低減策と災害に強い施設づくり 持続可能な社会を実現するため、地域資源や地域特性を活かした施設づくりや環境負荷低減策が求められます。また、地域医療を支える拠点として災害発生後も医療活動が継続でき、誰もが安全で安心できる施設づくりが求められます。	各 20.0 計 60.0
テーマ1	地域住民の健康と暮らしを支える中核的病院としての機能的な施設づくり 二次救急に対応するための機能的な部門配置や動線計画、患者やスタッフにとって親しみやすく働きやすい空間づくり、将来の医療需要の変化にも対応できる柔軟性や可変性を持った建築計画が求められます。							
テーマ2	設計と条件を遵守しプロジェクトを成功に導く効果的なマネジメント手法 労務者不足や物価上昇により建築費が高騰する中、予算内で設計や工事を実現させるためのリスクマネジメントや柔軟な対応力・提案力が求められます。また、発注者や関係者と堅固な協力・信頼関係を築き、着実に設計を進めていくリーダーシップや、履行期間内に確実に業務を完了させることが求められます。							
テーマ3	地域性を考慮した効果的な環境負荷低減策と災害に強い施設づくり 持続可能な社会を実現するため、地域資源や地域特性を活かした施設づくりや環境負荷低減策が求められます。また、地域医療を支える拠点として災害発生後も医療活動が継続でき、誰もが安全で安心できる施設づくりが求められます。							
1次審査の評価点	別紙2「1次審査の評価基準」における「地域貢献」による点数を加算する。	20.0						
	別紙2「1次審査の評価基準」における「業務の実施方針」による点数を加算する。	20.0						
合計点		120.0						

評価要領

1 業務実施上の条件

次の場合は、非適合とする。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者及び主任担当技術者（総合）が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合（設計共同体の場合に、管理技術者が代表構成員の組織に属していない場合も含む。）
- (3) 管理技術者が 1 名でない場合
- (4) 記載を求めた主任担当技術者が各 1 名でない場合
(必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障ない。)
- (5) 管理技術者が、記載を求めた主任担当技術者を兼務している場合
ただし、単体事務所の場合は、管理技術者と総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者のみ、兼務することを可とする。
- (6) 記載を求めた主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合
- (7) 協力事務所等（構成員含む）が指名除外期間である場合
- (8) 総合の分担業務分野を再委託した場合
- (9) 入札参加資格の認定を受けていない場合で、入札参加資格の認定の審査結果、格付け A の資格認定がされなかった場合
- (10) その他、設定した条件を満たしていない場合

2 提案者の選定及び技術提案書の特定について

- (1) 技術提案書の提出者の選定について（1 次審査）
「1 次審査の評価基準」により、建築設計者選定委員会において、5 者程度を選定する。
- (2) 選定結果の公表について
提出者の選定結果については、選定された提出者名簿を機構ホームページで公表する。
- (3) 技術提案書の特定について（2 次審査）
「2 次審査の評価基準」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、建築設計者選定委員会において、候補者 1 名、次点者 1 名を特定する。
- (4) 特定結果の公表について
特定結果については、特定された提出者名等を公表するとともに、委員長による講評、技術提案書の一部（様式 11）を機構ホームページで公表する。

3 提案者の選定基準について【別紙 1 1 次審査の評価基準】

当該プロポーザル参加者の評価点の算定は、評価係数×配点とする。また、以下の項目ごとに算定した値（四捨五入により小数第 2 位までとする。）を合算して、合計点を算定する。

- (1) 提出者の技術力

事務所が過去 15 年間（平成 22 年 10 月 1 日から公示日までの間に完成検査を受け又は完成し引渡していること。以下同じ。）に、病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院であり、指定二次救急医療機関又は救急告示医療機関をいう。以下同じ。）の設計業務（新築、改築又は増築工事（改修、模様替工事を除く）を対象とした基本設計業務及び実施設計業務を共に行ったものとし、手術室を含むものとする。以下同じ。）の実績 1 件の設計対象面積について、次の順で評価する。設計共同体の場合は、構成員の評価点のうち高いほうの得点を評価点とする。

評価基準	評価係数
設計対象面積 10,000 m ² 以上 又は 病床数 120 床以上	1.0
設計対象面積 5,000 m ² 以上 又は 病床数 60 床以上	0.6
設計対象面積 4,000 m ² 以上 又は 病床数 48 床以上	0.0

(2) 技術者の資格

次の表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
総合	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
電気	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士 建築設備士 技術士（業務に係るものに限る）	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士	0.2
機械	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士 建築設備士 技術士（業務に係るものに限る）	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士	0.2
積算	建築コスト管理士	1.0
	建築積算士	0.4

ア 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。

イ 評価係数の重複カウントはしない。（分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。）

ウ 分担業務分野の電気に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る）に合格した者に限る。

エ 分担業務分野の機械に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門（「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門又は衛生工学部門に係るものとするものに限る）に合格した者に限る。

(3) 技術者の技術力

ア 業務の実績

過去 15 年間の設計業務の実績のうち設計対象面積が最大となるもの 1 件について、評価する。

(ア) 同種業務=1.0、類似業務=0.5 とする。

同種業務とは、設計対象面積が 10,000 m²以上又は病床数 120 床以上の病院を対象とした設計業務とする。

類似業務とは、設計対象面積が 5,000 m²以上若しくは病床数 60 床以上の病院、又は設計対象面積が 10,000 m²以上の建築物（工場・倉庫その他これらに類するものを除く）を対象とした設計業務とする。

(イ) 携わった立場

過去の実績での立場※	管理技術者の 実績評価の場合	主任担当技術者の 実績評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

※ 当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

イ 継続教育（CPD）

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までにおいて、取得した CPD 取得単位を評価する。（CPD 取得単位は「建築 CPD 運営会議」が証明する写しにより確認する。）

CPD 取得時間	評価係数
12 時間以上	1.0
6 時間以上 12 時間未満	0.6
6 時間未満	0.2
取得していない	0.0

(4) 地域貢献

広島県内に本店又は支店の有無により地域貢献を評価する。単独の場合と共同企業体の場合で、それぞれ最も高い配点となるものを評価点とする。

本店又は支店の有無		評価係数
単独の場合	本店を有する	1.0
	支店を有する	0.5
	本店又は支店なし	0.0
共同企業体の場合	代表構成員が本店を有する	1.0
	代表構成員が支店を有する	0.5
	構成員が本店を有する	0.5
	構成員が支店を有する	0.25
	本店又は支店なし	0.0

(5) 業務実施方針に関する提案内容

提出された業務実施方針提案書（様式6）の内容を踏まえ、次の表に基づき評価を行う。

ただし、提案内容に漏れがある場合は失格とする。

配点項目及び評価の着眼点	判断基準	評価係数
● 業務の実施方針 業務の取組体制、設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）、特に重視する設計上の配慮事項等（評価テーマに対する内容を除く。）についての的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。	極めて高い	1.0
	高い	0.8
	普通	0.5
	やや不十分	0.3
	不十分	0.1

4 技術提案書の特定基準について【別紙2 2次審査の評価基準】

提出された技術提案書（様式11）の内容及びヒアリングを踏まえ、次の項目について評価する。技術提案書等の評価点の算定は、評価係数×配点とする。ただし、提案内容に漏れがある場合、又は、建築設計者選定委員会において、提案内容が的確性、実現性を欠いていると判断される場合は失格とする。

配点項目及び評価の着眼点	判断基準	評価係数
● 業務の理解度及び取組意欲 業務内容・業務背景・手続きの理解度、積極性の評価を行う。	極めて高い	1.0
	高い	0.8
	普通	0.5
	やや不十分	0.3
	不十分	0.1
● 技術提案書における評価テーマ 設定したテーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して各提案ごとに総合的に判断する。	極めて高い	1.0
	高い	0.8
	普通	0.5
	やや不十分	0.3
	不十分	0.1
● 1次審査の評価点 別紙2（一次審査の評価基準）の「地域貢献」の点数及び「業務の実施方針」の点数を加算したものを評価点とする。		